

## スーパーグローバルハイスクールネットワークの参加に関する規程

令和2年12月25日  
初等中等教育局長決定  
令和4年8月31日改正

## 1. 目的

高等学校及び中高一貫教育校（中等教育学校、併設型及び連携型中学校・高等学校）（以下「高等学校等」という。）における国際理解教育及び外国語教育の水準のさらなる維持向上を図るため、スーパーグローバルハイスクール（以下「SGH」という。）事業の成果を踏まえ、継続的発展的に取り組む高等学校等を中心としたネットワーク「スーパーグローバルハイスクール（SGH）ネットワーク」（以下「SGHネットワーク」という。）を構築し、SGHをはじめとしたイノベティブなグローバル人材育成の取組の成果普及と持続可能なグローバル人材育成を推進することを目的とする。

## 2. SGHネットワークの定義

SGH指定校、SGHアソシエイトとなった高等学校、又は地域協働による高等学校教育改革推進事業（以下「地域協働事業」という。）（グローバル型）指定校、特例校、アソシエイト校のうち、4. に掲げる参加要件を満たす取組を実施し、文部科学省主催の全国高校生フォーラム及びグローバル人材育成全国連絡協議会への参加等、全国的な取組に継続的に参画することを希望する高等学校等により構成する学校群のことをいう。

## 3. SGHネットワークへの参加

- (1) SGHネットワークへの参加を希望する国立、公立又は私立の高等学校等の管理機関（国立の高等学校等にあつては当該学校を設置する国立大学法人、公立のうち公立大学法人が設置する高等学校等にあつては公立大学法人、その他の公立の高等学校等にあつては当該学校を所管する教育委員会、私立の高等学校等にあつては当該学校を設置する者をいう。）は、文部科学省にSGHネットワーク参加申込書を提出するものとし、その際、当該学校のSGHネットワークへの参加に関する同意書を添付するものとする。
- (2) 文部科学省が、4. に掲げるSGHネットワークへの参加要件を満たすと認めるときは、当該学校はSGHネットワークに参加できることとする。
- (3) SGHネットワークに参加する高等学校等は、文部科学省主催の全国高校生フォーラム及びグローバル人材育成全国連絡協議会その他の別に定めるグローバル人材育成に係る各種取組への参加並びに文部科学省に権利が帰属しているSGHロゴマークを使用することができるものとする。

## 4. SGHネットワークへの参加対象校及び参加要件

SGHネットワークへの参加対象校は、平成26年度から28年度までにSGH指定校、SGHアソシエイトとなった高等学校又は地域協働事業（グローバル型）指定校、特

例校、アソシエイト校とし、参加要件については次のとおりとする。

- (1) 各学校において育成を図るグローバル人材像を設定し、当該人材像を踏まえ、卒業時に生徒が身に付けることのできる資質・能力を具体的かつ明確に定め、公表していること。
- (2) グローバル人材育成に資する課題研究又は先進的な課題研究等の実績を踏まえた、グローバル人材育成に資する発展的な実践に取り組む教育課程等を編成していること。
- (3) 国内外の高等学校・大学・国際機関等との連携により、より実践的で高度な学習活動が行われていること。
- (4) グループワーク、ディスカッション、論文作成、プレゼンテーション、プロジェクト型学習等の手法が、外国語によるものも含め、生徒の主体的な学びを促すものとして効果的に取り入れられていること。
- (5) 一定期間ごとに、SGHネットワークへの参加に関する取組を含め、自己評価を実施するとともに、学校関係者評価の実施に努め、その結果を公表すること。

#### 5. SGHネットワークの設置期間

本SGHネットワークの設置期間は、令和3年度から5年度までとする。

#### 6. 文部科学省の講ずる措置

文部科学省は、3. のSGHネットワークに参加する高等学校等の一覧を作成・公表することとし、当該学校がSGHネットワーク辞退届を提出したとき又は4. に掲げる参加要件を満たさなくなると認めるときは、当該一覧に掲載しないこととする。